

6 ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府が所有する公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議する。

(1)公共施設等のファシリティマネジメントの基本方針に関すること。

(2)基本方針に基づいたマネジメントに関すること。

2 前項第1号に基づき、推進会議において、その検討の対象とする施設は、次の各号に該当するものとする。

(1)大阪府が所有するすべての建物。

(2)大阪府が所有する道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池等のインフラ資産。

(3)その他、議長が特に検討の必要があると認めるもの。

(組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進会議に議長をおくこととし、議長は財務部財産活用課長の職にある者をもって充てる。

3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。

5 議長は、必要に応じ、事案に係りのある職員の出席を求めることができる。

(下部組織)

第4条 議長が必要と認めるときは推進会議のもとに連絡員会議を置くことができる。

2 議長が必要と認めるときはワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

部局	構成員
危機管理監	危機管理室 防災企画課長
政策企画部	政策企画総務課長
総務部	庁舎室 庁舎管理課長
	庁舎室 庁舎整備課長
財務部	財政課長
	行政経営課長
	税務局 税政課長
	財産活用課長
府民文化部	府民文化総務課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
	事業調整室 事業企画課長
	住宅建築局居住企画課長
	住宅建築局住宅経営室 施設保全課長
	住宅建築局公共建築室 計画課長
大阪港湾局	泉州港湾・海岸部 総務振興課長
	泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課長
教育庁	教育総務企画課長
	施設財務課長
警察本部	施設課長
	交通規制課長